

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	興部町

## 興部町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 産業振興課農業振興係  
所 在 地 北海道紋別郡興部町字興部710番地  
電 話 番 号 0158-82-2134  
F A X 番 号 0158-82-2990  
メールアドレス okp-sangyou@town.okoppe.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラス（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、カワラバト（トバト）
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	興部町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(ha)	被害金額(千円)
ヒグマ	デントコーン	3.4	897
	牛	-	-
	計	3.4	897
エゾシカ	牧草	72	10,303
	デントコーン	4.6	1,107
	計	76.6	11,410
キツネ	デントコーン	0.1	23
カラス	デントコーン	0.5	116
カワラバト	畜舎内の飼料等	-	-
アライグマ	畜舎内の飼料等	-	-

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ヒグマ	農作物への被害は主にデントコーンである。被害防止施設の破壊による侵入被害の報告や家畜への被害が報告されていることから、人的被害の発生も懸念される。
エゾシカ	牧草やデントコーンの被害が大部分を占めている。デントコーンについては、被害防止施設の効果からデントコーン被害は減少傾向である。生息数は横ばい状態であることが考えられ、今後の被害増大が懸念される。
キツネ	町内全域に年間を通して出没し、子牛の襲撃などの農業被害のほか、家庭菜園等の食害等に被害も発生している。
カラス	年間を通して町内全域に生息し、牛への攻撃など農業被害も増加している。また、時期によっては人への威嚇・攻撃をするなどの被害も多い。

カワラバト	通年をとおして被害が発生し、畜舎への侵入や糞害による悪臭など衛生的苦情や泣き声による人的被害が発生している。
アライグマ	平成 30 年～令和 3 年まで各 1 頭の捕獲がある。令和 4 年は複数頭の捕獲があり、畜舎内の飼料等に被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和 4 年度）		目標値（令和 7 年度）	
	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
ヒグマ	3.4	897	3.2	852
エゾシカ	76.6	11,410	72.7	9,888
キツネ	0.1	23	0.1	23
カラス	0.5	116	0.5	116
カワラバト	-	-	-	-
アライグマ	-	-	-	-

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	①鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業にて被害防止計画に基づいた捕獲活動を実施。 ②AD連合会の共同取組として、猟友会にエゾシカ駆除を依頼している。年間を通して 300 頭を駆除目標とし、1 頭につき 20,000 円の駆除費用を支払い実施している。また、カラス駆除については箱わなを被害の多い地区に設置している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地区が町全域であり広範囲にわたるため、生息数減少に転じるには至っていない。</li> <li>・また駆除費用の問題も有り駆除頭数の設定が決まってしまうのが現状である。</li> <li>・また、猟友会会員への負担増や高齢化などにより、捕獲の担い手が減少傾向にある。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	①各農家が防護柵設置によりデントコーンへの侵入を防いでいる。デントコーン畑における防護柵設置は 9 割に及び、設置後の被害は軽減傾向にある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デントコーンにおける被害軽減効果はある程度認められるものの、未設置のデントコーン畑及び牧草地での被害は横ばい傾向である。</li> </ul>

	②防鳥ネットにより、牛舎等への侵入を防いでいる。	・防護柵の管理等、被害低減に向け鳥獣被害対策実施隊と連携して指導助言を行う。
--	--------------------------	--

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

<p>有害鳥獣被害低減のため、有害捕獲と防護柵設置による被害軽減対策を実施していく。</p> <p>&lt;有害捕獲&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業とAD連合会との共同捕獲取組を継続して行うことによる個体数の減少を目指す。</li> <li>・捕獲を担う猟友会会員への負担低減等、継続して捕獲できる体制づくり担い手確保対策の検討を、協議会を通じて実施する。</li> </ul> <p>&lt;防護柵設置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デントコーンの作付け面積は増加する傾向にあるため、新規作付け畑への防護柵設置の推進と、管理状況の確認等を定期的実施することにより、侵入防止からの被害防止を行っていく。</li> <li>・設置から経年劣化がみられる防護柵については、交換や入れ替えを推進するなどし、機能維持に努める。</li> </ul>
--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害対策実施隊の内、猟友会興部支部興部部会の構成員については対象鳥獣捕獲員に合わせて任命を行っている。</li> <li>・興部町AD連合会の共同取組による駆除・捕獲については継続的に実施し、興部町AD連合会・猟友会・鳥獣被害対策実施隊が連携を行い、情報共有及び実施体制の推進を図っていく。</li> </ul>
--

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者

等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラス、カワラバト、アライグマ	エゾシカ侵入防止柵と一体的に整備するセンサーカメラを用いた生態調査は継続的に実施していく。また、狩猟者の担い手対策を図るため講習会や実施内容の公表等を行い普及活動に取り組む。
令和6年度		
令和7年度		

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
直近の捕獲実績頭数や被害状況の確認を行い、生息数・被害金額・被害面積が減少するような捕獲計画を検討する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ヒグマ	20	20	20
エゾシカ	400	400	400
キツネ	80	80	80
カラス	250	250	250
カワラバト	100	100	100
アライグマ	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容			
	銃器による捕獲	箱わなの設置	くくり罠の設置
ヒグマ	4月～10月	6月～11月	-
エゾシカ	4月～2月	-	4月～2月
キツネ	2月～9月	-	-
カラス	2月～9月	-	-
カワラバト	2月～9月	-	-
アライグマ	2月～9月	-	-

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
必要性	出没エリアが広範囲かつ牧草地であることが多く、侵入防止柵や罠の整備を行っているが、捕獲頭数は横ばいであることからライフル銃による捕獲を継続的に実施する必要性がある。
捕獲手段	ライフル銃による捕獲
実施予定時期	毎年2月～
捕獲予定場所	興部町内一円

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	9,000m	9,000m	9,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	侵入防止柵は、定期的に見まわり、点検を行い、適正に管理する。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラス、カワラバト、アライグマ	エゾシカ侵入防止柵（電気柵）の設置と適切な管理を設置農家に対して意識づけを行っていく。併せてセンサーカメラの導入を行い、エゾシカの生態調査等を行うことにより効果的な捕獲活動を行うことができる。また、取組内容を地域の中で共有することにより意識づけを行い、被害防止に努めていく。
令和6年度		
令和7年度		

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

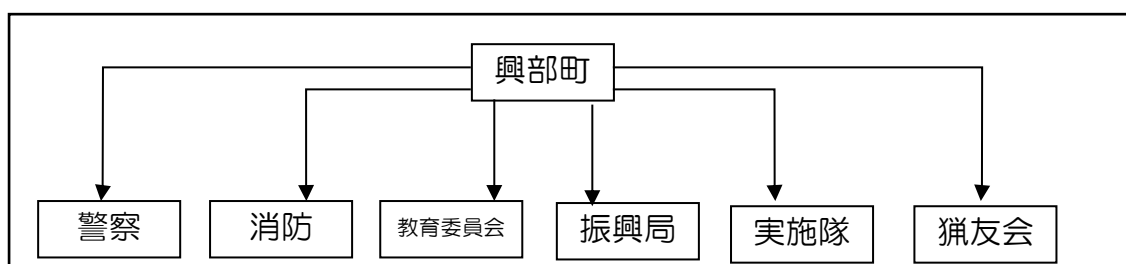
##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
興部町	情報の収集・関係機関への連絡
北見方面興部警察	現場対応・住民の安全確保
消防署興部支署	被害発生時の救護
興部町教育委員会	各小中学校との連絡調整

鳥獣被害対策実施隊	情報の収集・共有
猟友会興部支部興部部会	対象鳥獣の捕獲
オホーツク総合振興局	出没状況等の情報収集

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカについては、猟友会が管理運営を行っているエゾシカ発酵処理施設にて処理を行っている。その他の鳥獣に関しては町の一般廃棄物処理施設にて処分する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。



(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	興部町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
興部町	総括的な協議会の運営
北オホーツク農業協同組合	被害防止対策、被害状況調査・情報提供
オホーツク中央森林組合	被害防止対策、被害状況調査・情報提供
北海道猟友会興部支部興部部会	被害防止対策、被害状況調査・情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北見方面興部警察署	住民の安全対策
オホーツク総合振興局振興局 保健環境部環境生活課	有害鳥獣捕獲許可、野生鳥獣被害調査

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

名称	興部町鳥獣被害防止対策実施隊
設置年月日	平成25年4月26日
構成員	興部町、北オホーツク農業協同組合、オホーツク中央森林組合、北海道猟友会興部支部興部部会

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本町での被害状況の把握に加え、隣接する市町村における被害状況等の情報共有を行い、連携して被害防止に向け体制の構築を行う。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。